

デイサービスセンターこすもす契約書

(指定通所介護及び能登町介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス)

[利用者] _____ (以下「契約者」といいます。) と

[事業者] 社会福祉法人 清祥会 (以下「事業者」といいます。) は、

契約者が、こすもす指定通所介護事業所及び能登町及び輪島市・珠洲市の介護予防・日常生活支援総合事業 (以下、「総合事業」といいます。) における通所型サービス事業所 (以下「事業所」といいます。) において、事業者から提供される通所介護及び能登町及び輪島市・珠洲市総合事業通所型サービス事業 (以下「通所介護サービス」といいます。) について、次のとおり契約を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者は、要介護状態及び要支援状態又は介護予防・日常生活支援総合事業対象 (以下「事業対象」といいます。) にある利用者が、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができること等を目的とし、通所介護又は通所型サービス計画 (以下「通所介護計画等」といいます。) に基づき、適切な通所介護サービスの提供に努めます。
- 2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、別に「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定等の有効期間満了日までとします。また、総合事業の対象であることの確認 (以下、「事業対象者確認」といいます。) を受けている利用者にあつては、総合事業による介護予防ケアマネジメントの有効期間満了日とします。

但し、契約期間満了の2日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (通所介護計画等の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画又は総合事業による介護予防サービス計画 (以下「居宅サービス計画等」といいます。) が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画等を作成するものとし、

- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画等が作成されていない場合でも、通所介護計画等の作成を行います。その場合に事業者は、利用者に対して居宅介護支援事業者又は能登町及び輪島市・珠洲市地域包括支援センター等を紹介する等、必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画等について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画等が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画等について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、当該計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、当該計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画等を変更した場合には、利用者又はその家族等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険及び総合事業における給付対象サービス）

事業者は、介護保険及び総合事業における給付対象サービス（以下、「介護保険等給付対象サービス」といいます。）として、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練等の通所介護サービスを提供するものとします。

第5条（介護保険等給付対象外のサービス）

- 1 事業者は、利用者又は家族代表者等との合意に基づき、介護保険及び総合事業における給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 事業者は、介護保険等給付対象外のサービスとして、必要に応じ、以下のサービスを提供します。
 - ① 利用者が選定する特別な食事の提供
 - ② 理美容サービス
 - ③ その他の生活サービス
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者及び家族代表者は、第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金（サービス利用料金から介護保険等給付額を差し引いた差額分：サービス利用料金の1割～3割）を事業者に支払うものとします。
- 2 利用者が、要介護認定又は要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます。）を受け

ていない場合、居宅サービス計画等が作成されていない場合、総合事業による介護予防ケアマネジメントが実施されていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦支払うものとします。（要介護認定等の後又は居宅サービス計画等作成後、又は総合事業による介護予防ケアマネジメントが実施後に、自己負担分を除く金額が払い戻されます。）

- 3 第5条に定めるサービスについて、利用者及び家族代表者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 4 前項の他、利用者及び家族代表者は、重要事項説明書に定める食事代とおむつ代等、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 5 利用者及び家族代表者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 利用者又はその家族は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者又はその家族等はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者又はその家族等が、利用日に利用の中止を申し出た場合或いは申し出がなかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者又はその家族等からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者又はその家族等に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更及び能登町及び輪島市・珠洲市の総合事業における利用料等の変更があった場合、事業者は、当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者又はその家族等に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財

産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、利用者又はその家族等からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその家族等の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 利用者の義務

第11条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。
- 4 家族代表者は、本契約における利用者の責務について同等に負うものとします。また事業の窓口として家族等における連絡調整等を行います。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により

利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者又はその家族に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者又はその家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者又はその家族が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者又はその家族等に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者及び家族代表者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、適切なサービス事業者等の紹介などの必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条（利用者からの中途解約）

1 利用者又はその家族等は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者又はその家族等は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第8条第3項により本契約を解約する場合
- 二 利用者が入院した場合
- 三 利用者に係る居宅サービス計画等が変更された場合

第17条（利用者からの契約解除）

利用者及び家族代表者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者及びその家族等が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 利用者又はその家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 利用者又は家族代表者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、14日間の定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者又はその家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者も

しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第19条（精算）

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第21条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者等と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び家族代表者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

[事業者] 石川県鳳珠郡能登町字五郎左エ門分藤 17 番地
社会福祉法人 清祥会 デイサービスセンター こすもす
理事長（管理者） **紙 谷 靖 博** 印

[契約者] 住 所
氏 名 印

[家族代表者] 住 所
氏 名 印
(続 柄:)